

平成24年度「東京都環境影響評価審議会」

第3回総会

速 記 録

平成24年6月29日（金）
第二本庁舎31階 特別会議室22

(午前10時開会)

小川環境都市づくり課長 本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。
事務局から御報告申し上げます。現在、委員23名のうち、12名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

なお、まだ御到着になっていないお2人の委員の方も欠席の御連絡はいただいておりますので、後ほど到着されると存じます。

それでは、平成24年度第3回総会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

小島審議会会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいます。「東京環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人30人程度とさせていただきます。

それでは、傍聴人の方を入场させていただきます。

(傍聴人入場、着席)

小島審議会会長 それでは、傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されても結構です。よろしくお願いいたします。

ただいまから、平成24年度「東京都環境影響評価審議会」第3回総会を開催いたします。

本日は、会議の次第にありますように、答申1件に係る審議を行った後に、諮問3件と受理報告を受けることにいたします。

それでは「国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線及び小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線(国分寺市東戸倉二丁目～小平市小川町一丁目間)建設事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第一部会で審議していただきましたので、その結果につきまして、柳第一部会長から報告を受けることにいたします。よろしくお願いいたします。

柳第一部会長 わかりました。それでは、資料1をごらんいただきたいと思います。

初めに、部会でとりまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

上田アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年6月29日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 柳 憲一郎

「国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線及び小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線(国分寺市東戸倉二丁目～小平市小川町一丁目間)建設事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

2ページをごらんいただきたいと思います。

「国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線及び小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線（国分寺市東戸倉二丁目～小平市小川町一丁目間）建設事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成23年10月26日に「国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線及び小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線（国分寺市東戸倉二丁目～小平市小川町一丁目間）建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は6ページについておりますので、御確認をいただきたいと思います。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

1 総括的事項

本事業は、国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線及び小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線のうち、国分寺市東戸倉二丁目を起点とし、小平市小川町一丁目を終点とする延長約1.4kmの区間において、往復4車線の平面構造の道路を整備するものである。

本事業の計画地内の土地利用現況は、主に住宅系の利用がされており、一部に樹林地がある。計画地周辺には、計画道路の東側に教育文化施設、西側に公園・運動場等がある。

また、本事業の計画地及び計画地周辺の用途地域の指定状況は、大部分が第一種低層住居専用地域であり、一部は第一種中高層住居専用地域となっている。

起点から約450mの地点で計画道路と交差する玉川上水は、文化財保護法に基づく国の史跡に指定されているとともに、その歴史的遺産と併せて良好な自然を保護することを目的に東京都の歴史環境保全地域に指定されている。

これらの周辺には、住民等に親しまれている樹林地があるが、計画道路の建設に伴い改変を受けることで、生活環境の変化や自然への影響が懸念されている。

このことから、事業の実施に当たっては、周辺環境への影響を適切に予測・評価した上で、環境保全のための措置を確実に実施するとともに、事業の目的、内容等について、住民の理解が一層深まるよう努めることが重要である。

以上のことを踏まえ、環境影響評価書の作成に当たっては、以下に掲げる事項について十分な配慮を行うべきである。

2 項目別事項

【大気汚染】

- (1) 計画道路の計画交通量は、32,200～34,200台/日としているが、この計画交通量が、並行する府中街道の現況交通量を上回る理由について、具体的に説明すること。
- (2) 大気質の予測に当たって、ブルーム・パフモデルを選択しているが、このモデルを選択した理由についての記述が不足していることから、その特徴を示すなどして説明すること。
- (3) 大気質の濃度予測において、バックグラウンド濃度の値は、小平市小川町測定局における測定結果を用いているが、この測定局を選択した理由について、具体的に説明すること。
- (4) 計画道路周辺には、学校、病院等が存在することから、これらの施設付近における大気質の濃度について、分かりやすく説明すること。
- (5) 環境保全のための措置として、車道の両側に環境施設帯を設置することから、大気汚染の低減に着目した植栽の配置を検討するとともに、その低減効果について説明すること。

【騒音・振動】

- (1) 道路交通騒音の背後地における予測については、環境基準と予測地点との関係を図示することなどにより分かりやすく記述すること。
- (2) 道路交通騒音を予測した3地点は、いずれも同じ道路断面であるが、副道を設置する地点など異なる道路断面の地点における道路交通騒音についても予測・評価すること。

【水質汚濁】

計画道路の工事においては、周辺の水路に濁水を排出しない計画としているが、濁水発生の有無について明確にするとともに、必要に応じてその処理方法について具体的に記述すること。

【生物・生態系】

- (1) 環境施設帯への植樹帯の設置に当たっては、周辺の緑と一体となった多様性のある緑のネットワークを形成するように検討し、その内容について分かりやすく記述すること。
- (2) 小平中央公園に隣接する樹林地の樹木のうち、やむを得ず伐採する樹木について、可能な限り移植を検討することとしているが、若木の導入や萌芽更新についても検討し、実施内容を分かりやすく記述すること。
- (3) 計画地内において確認された注目される植物について、可能な限り移植を検討す

るとしているが、より確実に生育させるため、移植先を慎重に選定するとともに、移植後の管理についても具体的に記述すること。

【景観】

- (1) 樹林地の既存樹木を環境施設帯等に残すことにより、計画道路の存在による地域景観特性の変化は小さいとしているが、新たに形成される質の良い景観づくりの方策についても、詳細に検討し記述すること。
- (2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、玉川上水緑道沿いの市道などを眺望地点に選定しているが、計画道路が玉川上水を横断する部分の眺望の状況の変化の程度についても予測・評価すること。

【史跡・文化財】

- (1) 計画地内の文化財の現状変更の程度の予測について、史跡に指定されている部分は掘削等の改変は行わないため文化財への影響は小さいとしていることから、図などを用いて計画道路と玉川上水の間係を分かりやすく説明すること。
- (2) 文化財の周辺の環境の変化の程度の予測について、周辺環境と調和した緑道や橋梁の整備を行うため文化財周辺の環境への影響は小さいとしていることから、その整備内容を具体的に記述すること。

【自然との触れ合い活動の場】

- (1) 小平中央公園に隣接する樹林地の既存樹木を環境施設帯等に残す計画であることから、事業の実施により自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼさないとしているが、周辺の緑と一体となった自然との触れ合い活動の場づくりについて、詳細に検討し記述すること。
- (2) 玉川上水緑道について、橋梁付近は交差点となる予定であることから、緑道を利用する歩行者の通行機能は確保されるとしているが、交差点とその付近の構造や緑道の修景方法、緑化等について詳細に検討し、図などを用いて分かりやすく記述すること。

【廃棄物】

- (1) 再利用が困難な建設廃棄物は適切に処理するとしているが、「廃棄物等排出量の予測結果」では当該廃棄物について排出量が示されていないことから、可能な限り定量的に記載すること。
- (2) 木くずは、すべて再資源化するとしているが、その方法について記載がないことから、環境保全のための措置において記載すること。

付表は6ページにございます。

以上でございます。

柳第一部長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について、御報告いたします。

国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線及び小平都市計画道路3・2・8号府中所

沢線（国分寺市東戸倉二丁目～小平市小川町一丁目間）建設事業」に係る環境影響評価書案は、平成23年10月26日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

それ以降、現地視察及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文としてとりまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しましては、都民から2,573件の意見書の提出がありました。

また、関係市町である国分寺市長及び小平市長から意見が提出されております。

これらの意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聞く会につきましては、13名の方から公述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認めることはできますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるように努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

まず、総括的事項でございます。

本事業は、国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線及び小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線のうち、国分寺市東戸倉二丁目を起点とし、小平市小川町一丁目を終点とする延長約1.4kmの区間において、往復4車線の平面構造の道路を整備するものでございます。

本事業の計画地の土地利用の現況は、主に住宅系の利用がされており、一部が樹林地となっております。

また、計画道路は国の史跡である玉川上水と交差する計画であり、住民等から親しまれている樹林地が計画道路の建設に伴い改変を受けることから、生活環境の変化や自然への影響が懸念されております。

このようなことから、事業の実施に当たっては、周辺環境への影響を適切に予測・評価した上で、環境保全のための措置を確実に実施するとともに、事業の目的、内容等について、住民の理解が一層深まるよう努めるとともに、環境影響評価書の作成に当たっては、次に掲げる事項について十分配慮することを求めるものでございます。

項目別事項でございます。

まず「大気汚染」ですが、計画道路の将来交通量が、並行して走る現在の府中街道の交通量を上回る理由について、具体的に説明することを求めるものなど5点でございます。

「騒音・振動」ですが、道路交通騒音の予測に関して、背後地における環境基準の適用について図などを用いてわかりやすく記述することを求めるものなど2点でございます。

「水質汚濁」につきましては、計画道路の工事における濁水発生の有無について明確にし、必要に応じて処理方法について具体的に記述することを求めるものでございます。

「生物・生態系」ですが、環境施設帯に植樹帯を設置するに当たり、周辺の緑と一体的

に緑のネットワークを形成するよう検討し、その内容についてわかりやすく記述することを求めるものなど3点でございます。

「景観」につきましては、樹林地の既存樹木を環境施設帯等に残すことにより、計画道路の存在による地域景観特性の変化は小さいとしておりますが、新たに形成される質のよい景観づくりの方策についても、詳細に検討し、記述することを求めるものなど2点でございます。

「史跡・文化財」ですが、史跡に指定されている部分は、掘削等の改変は行わないため文化財への影響は小さいとしていることから、図などを用いて計画道路と玉川上水の間隔をわかりやすく説明することを求めるものなど2点でございます。

「自然との触れ合い活動の場」ですが、玉川上水緑道について、橋梁付近は交差点となる予定であります。交差点とその付近の構造や緑道の修景方法、緑化等について詳細に検討し、図などを用いてわかりやすく記述することを求めるものなど2点でございます。

「廃棄物」ですが、再利用が困難な建設廃棄物は適切に処理するとしておりますが、予測結果では、この廃棄物について、排出量等が示されていないことから、可能な限り定量的に記載することを求めるものなど2点でございます。

以上で私からの報告を終わります。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、何か御意見、御質問等ございましたら、どうぞ。

木村委員 項目別事項で「大気汚染」のところの、その審議の経過でどうだったかというところを、今、進めている指針の見直しとの関係もあるので、お聞きしたいと思います。

「大気汚染」の項目の(3)なのですけれども、バックグラウンドの濃度の値は、小平市小川町測定局における測定結果だけを使っていると。この地図をぱっと見ると、道路のすぐ近くにもう一つ、非常にいい立地の一般局があって、この2つの中からどちらを選ぶかだと思えるのですけれども、一般局の測定した値等が載っていないのですね。理由を具体的に説明するというところの中に恐らくそういうことが含まれると思うのですけれども、この案件は道路で、非常に長いわけですね。そうなったときに、1つだけを選ぶことと別に、近くの一般局はどうだったかということは当然説明すべきだと思うのですけれども、その辺についてはどういう議論があったのでしょうか。

上田アセスメント担当課長 測定局の選定に当たっては、今、先生おっしゃったように、記述が総体的に不足しております。そういうことも含めて、ここに書かせてはいただいております。ただ、小平市小川町測定局を選定した理由については、現地調査の結果、小平市小川町測定局のデータが現地調査とベクトル相関を取ると非常によく似ていると言われておりまして、それでこちらの測定局を選定したとなっておりますが、それだけでは非常にわかりづらいところもありますので、もうちょっと詳しく記述するようにということで、ここに指摘させていただいているものでございます。

木村委員 案件が道路であるということ、それも長いわけですね。そういう事情を考えると、1つの測定局だけを見るということは、ある程度リスクがあるわけで、この観測点で評価して問題がないということはある程度示してもらえそうな情報も載せないと、評価書として不十分だと思うのです。それが道路の案件の少し違ったところだと思いますので、今後、同様の案件についても、指針の見直しのところで書くわけにはいかないのかもしれないですけども、そこを留意しておかないといけないところかなと感じました。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

これについて何かございますか。

上田アセスメント担当課長 ただいまの先生の御意見を踏まえまして、この案件もそうですけれども、今後もそういうようなことに留意しまして対応させていただきたいと思えます。

小島審議会会長 長い区間の道路ということで、今の意見いただきましたが、今、指針の検討をしているところですので、どうもありがとうございました。では、そういうことで進めさせていただきます。

ほかにございますか。第一部会の委員の方で、何か補足ございますか。特にございませんでしょうか。

それでは、第二部会のそれぞれ専門の方で何か補足ございますか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、第一部会で十分審議していただいたようでございますので、ただいまの報告について、ほかに発言がないようでございます。

ただいまの報告をもちまして本審議会の答申としたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

答申書の「かがみ」を配付願います。

(「かがみ」を配付)

小島審議会会長 答申書を読み上げてください。

上田アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

24東環審第8号
平成24年6月29日

東京都知事

石原 慎太郎 殿

東京都環境影響評価審議会

会 長 小島 圭二

「国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線及び小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線(国分寺市東戸倉二丁目～小平市小川町一丁目間)建設事業」環境影響評価書案について答申

平成23年10月26日付環都環第341号(諮問第86号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は先ほど読み上げましたので省略させていただきます。

以上でございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、次の案件に進ませていただきます。諮問に入りますが、諮問案件の1につきまして、事務局から提案、よろしくをお願いします。

小川環境都市づくり課長 それでは、本日の審議会資料7ページをごらんください。7ページ、資料2でございます。朗読いたします。

24環東環第139号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成24年6月29日

東京都知事 石原 慎太郎

記

諮問第395号「株式会社村尾組成木工場採石拡張事業」環境影響評価書案

よろしく願いいたします。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

ただいまの案件につきましては、第二部会に付託させていただきます。第二部会の皆様方、よろしく願いいたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

宗野アセスメント担当課長 それでは、お手元の黄緑色の冊子が評価書案でございます。

1ページをごらんください。事業者の名称は、株式会社村尾組でございます。対象事業の種類は土石の採取。1ページの下段でございます表は、当該事業の内容の概略でございます。既に土石の採取の事業を行っているものでございまして、この事業を継続するため、採掘区域を約10ヘクタール拡張するものでございます。

7ページをごらんください。7ページの図は、対象事業の区域図でございます。図の下の方にJR青梅線の二俣尾駅や青梅駅が見えますけれども、その北側に事業区域がございます。埼玉県飯能市との境に位置することが確認できるかと思えます。

9ページをごらんください。9ページの図は経年土地利用の計画図でございます。左上は現況、平成25年1月時点の図でございます。図の左上の部分に区域を拡張するということでございます。順に、1年後、5年後というふうに、意外に進んでおりますけれども、北西側に掘削を進める。下段に移りまして、10年後、15年後。15年後においては、今度は

南西側に掘削を進めていく。最終的に右下の20年後の形にしていくという計画でございます。

23ページをごらんください。こちらの図は、排水系統の模式図でございます。樹林を伐採した裸地への降雨が直接河川に流れ込みますと、濁水で河川が汚される恐れがございますので、洪水調整池・沈砂池に集水し、流量調整、また土砂、シルト分の除去後、機械処理を行い、成木川に放流するというところでございます。

29ページをごらんください。29ページの上段にございます表は、事業区域内の緑地の経年変化でございます。この表の5行目、とあるところが伐採予定の樹林でございます。1年後、5年後、10年後と、ここに記載の樹林を伐採していく。それに対して、4行目のところに植栽緑地とございますが、この表の経過ごとに緑地をしていくというふうにしております。この表の最後の行にございます経年緑化率というものが着手時に61%あったものが、最終的に20年後には57%になるという計画でございます。

30ページをごらんください。30ページにございます表は、事業の工程表でございます。着手時から樹林の伐採、表土の除去、採掘を行うということです。2段目から11年目からの工程となりますけれども、2段目の下段の方に11年目から緑化の客土を行いまして、犬走り部について植栽を行っていく計画でございます。

40ページをごらんください。40ページにございます表は、選択した環境影響評価項目と、その選択した理由でございます。この表にございますとおり、選択した項目は大気汚染や騒音・振動など9つでございます。

本件に関する説明は以上でございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

続きまして、諮問案件2について、事務局から御提案してください。

小川環境都市づくり課長 それでは、続きまして、審議会資料8ページをごらんください。資料3になります。

24環都環第140号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する

平成24年6月29日

東京都知事 石原 慎太郎

記

諮問第396号「（仮称）IKEA立川建設事業」環境影響評価書案

よろしくお願ひいたします。

小島審議会会長 ただいまの案件につきましても、第二部会に付託させていただきます。第二部会の皆さん、よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問案件の概要につきましても、事務局から御説明よろしくお願ひします。

宗野アセスメント担当課長 それでは、お手元の水色の冊子が評価書案でございます。

1ページをごらんください。事業者の名称はイケア・ジャパン株式会社でございます。対象事業の種類は自動車駐車場の設置となっております。下段にございます表は、対象事業の概略でございます。約2万6,000平米の敷地におきまして、約1,400台の駐車場を併設する商業施設を建設するものでございます。

7ページをごらんください。7ページの上段は事業の目的となっております。デザインと機能性を兼ねそろえた家具などを手ごろな価格で提供することにより、地域社会に貢献することを目的としているということでございます。

9ページをごらんください。9ページは、計画地周辺の航空写真となっております。この写真には写っておりませんが、計画地の南側にJR中央線の立川駅が約800mのところがございます。また、図の右上になりますけれども、多摩都市モノレールの高松駅が約400mほど離れたところにある。計画地の西側には災害医療センター、南西側には昭和記念公園があるという位置関係となっております。

11ページをごらんください。11ページにございます表は、建築計画の概略でございます。計画建物は、地上5階、高さ30mでございます。1～2階を店舗、3～5階を駐車場とする計画としております。

22ページをごらんください。エネルギー計画でございますが、このページの下段は、太陽光発電設備の概要でございます。太陽光パネルを5階駐車場の上部に設置する計画としておりまして、総発電量はここに記載のとおりでございます。消費電力の17%程度を賄う計画でございます。

24ページをごらんください。24ページの中段にございます表は、地中熱利用設備の概要でございます。本事業で採用する地中熱利用の方式でございますが、交換器中に熱媒体を循環させるクローズドループ方式ということで、地下水の揚水は行いません。埋設の深さは約100m、本数は90本、熱の媒体は水でございます。

31ページをごらんください。31ページにございます表は、工事の工程表でございます。基礎工事から着手いたしまして、6番目の設備工事が2つに分かれておりますが、前段の4か月目からとりかかるものが地中熱交換器の埋設をあらわしております。これを含めまして13か月で工事を終える計画でございます。

42ページをごらんください。42ページの表は、環境影響要因の環境影響評価の項目との関連でございます。ここに記載の大気汚染、騒音・振動、水質汚濁など、7つの項目について選択をしております。

本件の説明は以上でございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、次に行きます。環境影響評価法の改正に伴う対応について、諮問案件の3。事務局から提案をよろしく願います。

小川環境都市づくり課長 それでは、審議会資料9ページになります。資料4でござい

ます。

24環都環第142号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第69条の規定に基づき、下記事項について諮問する

平成24年 6月29日

東京都知事 石原 慎太郎

記

諮問第397号 環境影響評価法の改正に伴う対応について

続きまして、10ページをごらんいただけますでしょうか。本日は、法改正の概要につきまして、諮問文の裏面に添付させていただいておりますので、簡単に御説明させていただきます。

10ページの資料につきましては、法改正前に国の方で改正の概要について整理されたものでございまして、左側に現行法、右側に改正事項が並べて記載されておまして、改正のポイントがわかりやすいかと思ひまして、参考に添付いたしました。

今回の法改正のポイントですけれども、右側の改正事項のところを上から順に、交付金事業を対象事業に追加。戦略的環境アセスメントの手續、これは改正後におきましては、計画段階配慮手續と呼ばれておりますけれども、これの創設。続きまして、方法書段階での説明会の開催義務づけ。電子縦覧の義務化。それから、事後調査等に係る手續の具体化といたしまして、環境保全措置等の結果の報告、公表などということで改正されてございます。

こうした改正事項につきまして、今後、都といたしまして、手續など法施行との整合が必要となるものなど、どのような対応を図っていくことが必要かという観点から御検討をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

本件は、両部会長、法律担当の先生方と事務局とで、まず論点を整理していただいた上で審議を進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、受理関係に移らせていただきます。事務局から報告をよろしくお願ひします。

小川環境都市づくり課長 それでは、引き続きまして、審議会資料11ページ、資料5をごらんください。受理関係について御報告させていただきます。

まず、1、環境影響評価書案につきましては、先ほど諮問させていただきました2件でございます。受理日は記載のとおりでございます。

2番目、環境影響評価書。紀尾井町南地区開発事業につきましては、別紙がございますので、後ほど御説明させていただきます。

3、事後調査報告書。こちらにつきましては、（仮称）臨海副都心青海地区北側Q街区開発事業（工事の施行中その2）ほか3件ということで、こちらにつきましても別紙で御説明をさせていただきます。

4、変更届。（仮称）新滝山街道（八王子丹木町一丁目～あきるの市牛沼）建設事業ほか4件。こちらにつきましても別紙のとおり説明させていただきます。

それから、5番目、着工届でございますけれども、紀尾井町南地区開発事業につきましては、平成24年6月4日付で受理しております。

それでは、受理案件につきましては、それぞれ担当から御報告させていただきます。

上田アセスメント担当課長 それでは、12ページをごらんいただきたいと思います。受理日が5月21日となっております。紀尾井町南地区開発事業環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連でございます。これは、評価書案に対して審査意見書を付しましたが、その内容が評価書に反映した内容を記載してございます。

資料につきましては、お手元にあるピンク色の「紀尾井町南地区開発事業」というものでございます。

それでは「大気汚染」から順に説明させていただきます。建設機械の稼働に伴う大気質への影響について、一層の低減に努めることという意見に対しましては、更なる措置として、建設機械の空ぶかしの禁止等の記述を追加させていただきました。本編92ページでございます。

2つ目として、大気質の予測に当たっては、文献等を引用するなどして説明すること。これについては、文献を引用し、予測手法の妥当性について記述いたしました。本編66ページでございます。

続きまして「騒音・振動、史跡・文化財共通」の事項でございます。国指定史跡及び周知の埋蔵文化財包蔵地である江戸城外堀跡については、工事に当たっては、石垣を棄損することのないよう十分配慮するとともに、その内容について記載し、事後調査において詳細に報告すること。これについては、国指定文化財への影響の低減を図るため、低振動工法を採用することなどを追加いたしました。本編132ページ、297ページでございます。

続きまして「土壌汚染」。ドライクリーニング施設による土壌汚染について調査し、必要な事項を適切に実施するというところでございます。これにつきましては、処理基準を超える汚染土壌は確認されなかったことを記載いたしました。本編148ページでございます。

続きまして「地盤」でございます。地盤沈下防止の具体的な対策について詳細に記述すること。また、モニタリング調査を実施し、地盤沈下の未然防止に努めること。これについては、沖積層部に関する予測内容を追記するとともに、地盤沈下が確認された場合は、リチャージウェル工法等の対策を実施する旨、記載いたしました。本編163ページ、166ページでございます。

続きまして「水循環」。地下水の流れの状況及び計画地周辺の湧水状況についての確に把握し、記述することにつきましては、湧水状況、地下水位の状況、地下水流動阻害の状

況について詳述いたしました。本編の170、171、178ページでございます。

続きまして、13ページの「生物・生態系」でございます。清水谷公園等の樹木に対し影響を及ぼすような工事等は実施しないとしているが、水循環、日影、風環境等への環境も考えられることから、これらについて具体的に説明すること。これについては、防風植栽を適切に配置するなど、風環境等の予測を追加し、記載いたしました。本編199ページ、資料編87～96ページでございます。

続きまして「風環境」。計画地の近隣に風の影響に特に配慮すべき施設である教育施設等があることから、可能な限り防風対策を実施すること。これについては、防風対策上の植栽を実施することを記載いたしました。本編261ページでございます。

2つ目として、予測に際し、ガスファクターの数値をどのように適用したかを具体的にわかりやすく記述し、必要に応じて再検討すること。これについては計算式を追記いたしました。本編245ページ、資料編118～119ページでございます。

続きまして「景観」です。弁慶濠の緑と清水谷公園の緑とのつながりを確保する手法を明らかにするとともに、濠の建築物等によって構成される質のよい景観づくりの方策についても詳細に記述すること。これについては、緑のつながりを確保する手法について記載するとともに、弁慶濠沿いの通路を歴史ある景観として保持すべく、歩行者通路として整備する計画であることを記載いたしました。本編273ページでございます。

続きまして「史跡・文化財」。東京都指定有形文化財である旧李王家東京邸の保存、活用について詳細に記載すること。これについては、保存、活用方法を詳細に記載いたしました。本編25～26、297ページでございます。

続きまして「自然との触れ合い活動の場」でございます。1つ目として、バリアフリーに考慮し、安全で快適な歩行者空間の整備に当たっては、地元区と調整を図ること。これにつきましては、千代田区と協議・調整の上、整備を図る旨、記載いたしました。本編310ページでございます。

2つ目として、計画地周辺の歴史と文化の散歩道等について記載し、ネットワークの形成にも配慮した計画とすることにつきましては、歴史と文化の散歩道（新宿コース、渋谷コース）について記載し、これらとのネットワーク形成にも配慮した計画とすることについても追記いたしました。本編299～310ページでございますが、評価書の301ページをごらんいただきたいと思っております。ここに図がございますが、自然との触れ合い活動の場の分布状況及び調査範囲ということで、オレンジ色の点々とブルーの点々がございますが、歴史と文化の散歩道について、この図に追加で表記をさせていただいております。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと思っております。「廃棄物」でございます。建設廃棄物について、資源化量が示されているが、分別の困難が予想されるその他の廃棄物の資源化の方策についても説明すること。これにつきましては、再利用に努める等、資源化の方策について記載いたしました。本編325ページでございます。

2つ目、施設の供用に伴って発生する一般廃棄物の資源化の方策についても説明するこ

とということで、紙ごみの資源回収を拡充する等、資源化の方策について記載いたしました。本編326ページでございます。

3つ目、廃棄物の種類別に発生量、資源化量及び資源化率を表の形式でわかりやすく整理すること。これにつきましては、評価書案の324～325ページにある表を予測結果に基づいて表形式で整理をし、わかりやすく記述いたしましたというものでございます。

続きまして、4番目「東京都建設リサイクル推進計画」に示される目標値は、平成27年度の目標値を採用するということで、平成27年度の目標値を採用し、予測結果を修正いたしましたというものでございます。本編325ページでございます。

それから、特別管理廃棄物の発生量及び処理状況について、今後の環境影響評価書等で明らかにすることにつきましては、事後調査報告書等で記載していくことを明記いたしました。本編327ページでございます。

「温室効果ガス」については、省資源化対策により温室効果ガス発生量の削減に努め、具体的に記述することにつきましては、低反射率ガラスを使用することなど、温室効果ガスの発生量の削減に努めることを追記いたしました。本編356ページでございます。

以上でございます。

宗野アセスメント担当課長 それでは、引き続きまして、事後調査報告書でございますが、本日の資料の15ページをごらんください。（仮称）臨海副都心青海地区北側Q街区開発事業の事後調査報告書でございます。

本件は、平成21年2月に答申をいただいた案件でございます。約3万2,000平米の敷地に駐車場を併設した商業施設を建設する事業でございます。本年4月にダイバーシティという名前で供用を開始しております。内容については、お手元の事後調査報告書で御説明したいと思います。白い薄い冊子の24ページをごらんください。今回の報告の内容は廃棄物でございますので、その部分について御説明いたします。24ページの表は、建設発生土と建設汚泥の発生量、再利用の量などをまとめた表でございます。それぞれ造成用などにすべて利用されたということでございます。

また、25ページをごらんください。25ページにございます表は、建設廃棄物の発生量や再利用の状況をまとめたものでございます。中段の列が予測結果、右側の列が事後調査結果となっております。すべての品目で再利用率は予測結果を上回っていたということでございます。

本件について、苦情はなかったということでございます。

本日の資料の16ページをごらんいただきたいと思っております。本日の資料の16ページは、西新宿八丁目成子地区再開発ビル建設事業の事後調査報告書でございます。平成15年3月に答申をいただいた案件でございます。約1.9ヘクタールの敷地に高層建築物を建設する事業でございます。昨年の12月に供用開始しているものでございます。

内容については、またお手元の冊子で御説明したいと思います。23ページをごらんください。まず、大気汚染でございますが、中段の表は工事用車両の走行に伴うNO₂の予測結

果と事後調査結果の比較でございます。また、下段の表は工事用車両の走行に伴うSPMの比較でございます。NO₂、SPMとも事後調査結果は予測結果を下回っていたということでございます。

37ページをごらんください。37ページの上段の表は工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果と事後調査の比較でございます。また、下段にございますのは、道路交通振動の比較でございます。上段の騒音につきましては、事後調査結果、予測結果、各地点とも下回っていたということでございます。

下段の振動でございますけれども、1の地点で、特に中間のところでは、47と予測しておったものが51ということで、4デシベルほど上回っておりました。この原因でございますけれども、39ページをごらんいただきますと、39ページの下段の表は、車両の台数の予測時と事後調査時の比較でございますけれども、1の大型車両については、3割程度予測時より多かったものですから、このことによって予測結果を上回ったのではないかと、いうふうに記載しております。

38ページをごらんください。1ページ戻りますけれども、38ページは建設機械の稼働に伴う建設作業の、上段が騒音、下段が振動の予測結果と事後調査結果の比較でございます。いずれも事後調査結果の方が予測結果を下回っていたということでございます。

43ページをごらんください。43ページの中段の表は、電波障害の障害対策の実施状況をまとめたものでございます。この表の上段は、地上波デジタルに関して、中野区と練馬区で併せて17棟について、表の右上にございます高性能アンテナの設置ですとか、アンテナの移設などの対策を実施したということでございます。また、表の下段の衛星放送に関しては、新宿区にある8棟に対しまして、共聴アンテナ等の設置の対策を行ったということでございます。

本件につきましては、苦情が幾つかありまして、本日の資料の17ページの下段をごらんいただきますと、苦情が、件数で言いますとちょっと多くて、大気質に関して、車両のアイドリングに関するものがあつた。これについては現場周辺に警備員を配置することで対応したということです。

騒音に関しては、建設機械の稼働に関するものが8件、作業時間を変更するなどの対応を行ったということでございます。

電波障害に関する苦情は18件ございまして、受信状況を確認の上、アンテナの調整などの対応を行ったということでございます。

いずれの苦情とも了解を得たということですが、定例会などで苦情の内容や対応を報告し、再発の防止に事業者は努めているということでございます。

本日の資料の18ページをごらんください。18ページは、ひばりが丘団地建替事業の事後調査報告書でございます。平成14年2月に答申をいただいた案件でございまして、約30ヘクタールの敷地に1,500戸を建設するものでございます。

内容については、お手元の事後調査報告書冊子で御説明いたします。9ページをごらん

ください。9ページにございます図は、調査地点の位置図でございまして、真ん中の太い枠で囲まれた部分が計画地。その中に点線で灰色に網かけしてある部分が工事を行っていた範囲でございます。調査している地点は、その計画地の東側に小さい三角がございます。そちらが工事車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動の調査地点となっております。

16ページをごらんください。16ページの下段にございます表は、工事用車両の走行に伴う大気質の予測結果と事後調査の比較でございます。SPM、NO₂とも事後調査結果が予測結果を下回っていたということでございます。

21ページをごらんください。21ページにございます表は、道路交通騒音の予測結果と事後調査結果の比較でございます。表の中ほどが昼間、右側が夜間となっております。いずれも事後調査結果は予測結果を下回っていたということでございます。

26ページをごらんください。26ページにございます表は、道路交通の振動の比較でございます。昼間、夜間とも予測結果を上回っていたということでございます。昼間については6デシベルほど、夜間については3デシベルほど上回った形になっております。上回った原因でございますけれども、調査地点が軟弱な地盤であり、距離減衰の効果が小さかったことなどによるものではないかと考えられるということでございます。

苦情はなかったということです。

それでは、また本日の資料の19ページをごらんください。19ページは、豊洲新市場建設事業の事後調査報告書でございます。この表の3行目に答申日が22年と書いてありますが、これは誤りでございます。申し訳ありません。23年4月19日に答申をいただいた案件でございます。こちらは、約40ヘクタールの敷地に約6,600台の駐車場と卸売市場を建設するものでございます。

内容については、お手元の冊子で御説明いたします。12ページをごらんください。昨年、答申をいただいた案件でございますけれども、ようやく本年4月に操業時の地盤面より下の汚染土壌の掘削を開始いたしましたので、その時点までの工事の状況についてまとめたものがこの冊子でございます。12ページの図は施工の状況の図でございまして、黒いマルが各街区の端の方に6地点ございますが、こちらがベンゼンなどの揮発性物質の調査地点となっております。また、オレンジ色のマルで囲んだものが幾つか、5街区と7街区にございますけれども、こちらが4月時点で汚染土壌を掘削していた位置でございます。また、各街区の端の方に青い点線で囲んだ部分がございますけれども、これは本年4月時点で遮水壁の工事を行っていた場所を示しております。

13ページをごらんいただきますと、先ほどオレンジで塗った部分が掘削している箇所と申しましたが、揮発性物質もございますので、このようなテントを設置いたしまして掘削を行っている。また、運搬に関しても、密閉の措置が取れる、このようなダンプで運搬を行っているということでございます。

ページが戻りまして、10ページをごらんください。10ページの下段にございます表は、ベンゼン等揮発性物質の事後調査結果でございます。先ほどの4月24日に測ったものでご

ざいまして、この表の上段のベンゼン、シアン化水素、水銀につきましては、一番右にございます環境基準値などをすべての地点で下回っていたということでございます。ベンゾ（a）ピレンにつきましては、4と6の地点で、事業者が自主管理値を定めておりますけれども、中濃度域の領域になっていたということでございます。ですけれども、これは9ページに表がございますが、昨年の10月に、まだ工事を行っていない段階で、この揮発性物質の状況について測定を行っておりまして、そこでの測定の結果、何もやっていない段階でもこのような数字が出ておりますが、その範囲内にあったということで、土壤汚染対策工事の影響の可能性は少ないと考えております。

また10ページの表に戻っていただきまして、5行目はトルエンでございますけれども、トルエンにつきましては、6の地点でやはり自主管理値を上回っていたということでございます。原因といたしましては、事後調査報告書には、作業場所と風向きの関係から、土壤汚染対策工事の影響の可能性は少ないと記載しております。まずはそのこと。あと、ここには記載しておりませんが、6の地点では、先ほどの図で見ていただいたところに遮水壁の設置の場所が記載されておりましたけれども、そこで遮水壁を打設する際にスプレーを用いていたことがありまして、そのことの影響も考えられるということを事業者から聞いております。

19ページをごらんください。19ページの図は、工事内容と建設機械の稼働状況の図でございます。黒いマルが、6街区の西側の端に7とございますが、こちらが建設機械の稼働に関する調査地点となっております。オレンジ色で囲った部分や遮水壁を行っていた場所については、先ほどの図と同じでございます。

21ページをごらんください。21ページの上段の表は、建設機械の稼働に伴うNO₂の事後調査結果、また、中段の表はSPMの事後調査結果でございます。NO₂、SPMとも、日平均値の最大値は予測結果を下回っていたということでございます。

24ページをごらんください。24ページに3つ表がございますけれども、これは工事用船舶に伴うものでございます。上の2つの表については、先ほど建設機械のところの説明したものと同じでございます。一番下の3つ目の表が工事用船舶の運航に伴うSO₂の結果をまとめたものでございまして、日平均値の最大値は予測結果を下回っていたということでございます。

あと、26ページをごらんください。26ページは悪臭の調査地点でございます。

調査結果は27ページにございまして、各地点とも環境確保条例の規制基準を下回っていたということでございます。

31ページをごらんください。31ページは土壤汚染に関するものでございますが、汚染された土壤を搬出するに当たりまして、受入先の受入基準について、化学性状試験を行ったということでございます。441検体行ったうち、42検体でその基準を超過したということでございます。その超過したものにつきましては、場内のプラントで処理をいたしまして、浄化を確認後、A.P.+2より深いところに埋め戻しの土として利用するというところ

います。

本日の資料の20ページに戻っていただきたいと思います。内容の説明は以上でございますけれども、20ページの土壌汚染のところでございますけれども、表記が間違っております。申し訳ありません。土壌汚染の4行目でございますけれども、144検体中と書いてございますけれども、こちらは441の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

上田アセスメント担当課長 続きまして、本日の総会資料の21ページをごらんいただきたいと思います。事業計画の変更届でございます。（仮称）新滝山街道建設事業ということで、平成8年10月28日に答申をいただいているものでございます。事業計画の変更届は本年5月29日に受け付けております。

事業の概要でございますが、延長約5.3kmの4車線道路を八王子市丹木町一丁目～あきるの市牛沼まで建設する事業でございます。工期は平成11～24年まででございます。今年度で事業は終わる予定でございます。

本日の評価書案と一緒にしている資料の「事業計画の変更について」という冊子の新滝山街道建設事業というものをごらんいただきたいと思います。これの4ページでございますが、事業計画の変更については、計画道路に隣接するゴルフ場からの飛球対策を行わなければならない、第3工区の一部に、道路上に防球ネットを設置するというものでございます。川崎街道の連光寺で防球対策を行った例が写真で出ておりますけれども、そういったネットを張るというものでございます。

本日の資料にお戻りいただきまして、21ページ、環境影響評価項目の再評価結果ということで、工事施工中について、現地では工場につくってきた鉄骨と金網を組み立てることだけを行うということで、施設の建設に伴う騒音、振動、水質汚濁、地形・地質、水文環境、植物・動物及び史跡・文化財の予測・評価の見直しは行わないこととしてございます。

工事完了後については、防球ネットの高さは、隣接するゴルフ場よりも地形的に低いところにごさしまして、日照障害及び電波障害は発生いたしません。また、防球ネットは地形及び樹林等に遮られ、眺望可能な地点は計画道路上などに限られるということで、予測評価の見直しは行わないとしてございます。

続きまして、事業の変更届ということで、成木開発株式会社の拡張事業でございます。お手元に冊子がございますけれども、これをごらんいただく形になります。答申日は23年12月21日、受理日が本年の6月6日でございます。事業区域は青梅市成木5丁目及び8丁目ということで、これは石材の採掘事業でございます。事業区域面積が61万2,566㎡でございます。事業許可をいただいた区域が36万6,482㎡でございます。年間採掘量が35万7,000t、採掘採取期間が13年間となっております。

変更の理由でございますが、3ページをごらんいただきたいと思います。こちらに東京都における自然の保護と回復に関する条例に基づいた許可事業でございます。許可を受けた地域の中に、モミ群落という植物群落で、これは環境庁が定める植生自然度8ということで、注目される植物群落ということで、当該モミは9に該当している群落でございます。

すが、これが存在するというので、拡張採掘区域の一部を、当該群落を避けるために縮小するというものでございます。また、東京都の森林再生事業の対象森林がその近くにあったということで、それも避けるために、同時に採掘区域を縮小するというものでございます。

本件変更の概要でございますが、採掘区域面積を評価書案の28万8,884㎡から25万6,197㎡に変更するというので、これに伴って拡張面積も8万8,528㎡から5万5,841㎡に縮小となるものでございます。

環境影響項目の再評価結果でございますが、環境影響評価項目全9項目のうち、7項目について予測評価見直しを行いました。その結果、これは規模が縮小するというので、変更前と同じレベル、または小さくなるということで、評価の結論は変わらないとしてございます。

続きまして、南山東部土地区画整理事業の事業計画の変更届でございます。答申日は平成14年2月28日、受理日は本年の6月11日でございます。事業の位置でございますが、稲城市矢野口2422-1番地他ということで、区画整理の面積が87.5ha、権利者数が265人、事業の期間が平成19～29年度までを予定してございます。

事業計画変更の冊子の方でございますが、8ページ、9ページをごらんいただくとよくわかると思いますが、変更の理由として、公共公益施設の管理方法等について、都道とか、そういったものが将来的に稲城市と建設事務所に移管されるということで、移管先と協議を行った結果、配置計画や整備計画が一部変更となったというものでございます。

2つ目として、計画地の北側に京王線が走っているわけでございますが、鉄道沿いの竹林や高木が、地震や、せんだっても突風が吹いたということもありましたが、強風などで鉄道敷へ倒れかかるような心配があるということで、鉄道事業者と地元と協議をした結果、既存の竹林や高木を低木に変更するというものでございます。

3つ目として、稲城市において、用途地域変更(案)、それから、地区計画(案)が策定されまして、当該地域が既成市街地からの視認性が高い斜面地を「景観形成地区」として、可能な限り公園や緑地で利用するというので位置づけられた結果、緑地を増やしていくということになったものでございます。土地区画整理事業区域の面積は変わりませんが、公園の面積や緑地の面積が大幅に増えてございます。

環境影響評価項目の再評価の結果でございますが、環境影響評価項目全10項目のうち、植物・動物について見直しを行いました。その結果、変更前と同レベルまたは小さくなるということで、評価の結論は変わらないとしてございます。

以上でございます。

宗野アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の24ページをごらんください。24ページは、一般国道16号の拡幅事業の変更届でございます。平成9年の2月に答申をいただいた案件でございますが、約1.5kmの区間、6車線整備するものでございます。

変更の理由でございますけれども、拡幅道路の事業用地の買収に長時間を要しているこ

とと、あと、施工した部分については、道路を整備した部分については、遮音壁などの設置、環境対策について地元と調整を行っているわけですが、その時間を長く要したということから、この表にございますように、工事の予定期間と供用開始年度を変更するというものでございます。

下段に環境影響評価項目の再評価に関してでございますが、工事内容、また各項目の予測条件については変更がないということで、予測・評価の見直しは行っておりません。

また、25ページをごらんください。25ページは（仮称）豊洲3 - 2街区（B2・B3街区）開発計画でございます。こちらは、街区の面積が約3.2haございまして、そちらに高層建築物などを建設するものでございます。

変更の理由でございますが、B2街区につきましては、免制震構造の採用等をするとの関係から、低層部の形状や建築面積などを一部変更するというものでございます。

B3街区につきましては、建物形状の詳細な検討をした結果、公共・公益施設の建築面積を若干変更しているということでございます。

また、この変更に伴いまして、より魅力ある外構とするため、緑化計画、基本的には緑を増やすようなことを行ったということでございます。

このページの下段でございますけれども、環境影響評価項目の再評価の見直しですが、建物の形状を変更していること、あと、緑を増やすような形を行いましたので、これに関連して、風環境の項目に関して予測評価の見直しを行っております。その結果、変更後の風環境でございますけれども、変更前と同程度ということで、評価の結論は変わらないということでございます。

説明は以上でございます。

受理報告を行った案件の説明は以上になります。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

受理関係全般にわたって、まとめて御説明いただきました。ただいまの説明につきまして、御質問等ありましたら、どうぞ。

中杉委員 何件かありますので、順番に行きたいと思えます。

最初に、紀尾井町の件ですけれども、これで結構なのですが、事後調査報告のところ、土壤汚染が見つからなかったということですのでけれども、排出する土壌、建設発生土が出てくる、多分、受入先でちゃんと基準を満たして、どうのこうの話があると思うのですが、そこら辺の状況を報告してもらうように言ってください。ちゃんと受け入れてもらえたのか。土壤汚染の調査というのは、10m10mに1か所ということになりますので、少し漏れ落ちが出たりすることがありますから、そこは実際どうだったのか、知っておく必要があるだろうと思えます。

それから、2つ目は、西新宿の方ですかね。西新宿の方を見てしまっていますから、そちらを先に質問します。これは騒音の話ですか。1で予測を超えていたということで、これは大型車両が多くなったからということなのですが、実際には小型車両は予測時より

随分減っているのですね。ほかのところも減ったり増えたりしているけれども、余り変わらない。実際に調査時の交通量でやったときに、そういう予測結果が出るのかどうか。都合のいいところだけ取って、こういう結果だと言っているような感じがするので、そこは確認をしてくださいというふうに言ってください。

それから、青海地区の話で、建設発生土が場外搬出をされたということでありましてけれども、これはどこにどういうふうに受け入れてもらって、受入先の受け入れ基準等を超えた事例などはなかったのかどうかということ。それから、もう一つは、建設汚泥がかなり外へ出ているのですが、適正に処分したというのは、どこにどういうふうに処分したのかということがもしわかっていれば教えていただければと思います。

それから、豊洲新市場の話なのですが、予測した結果の条件と、今の条件というのは、多分、かなり違うのですね。乖離があるのだと思う。計画が若干計画どおり進んでいないということも含めてですね。そこら辺のところをもう少し正確に把握していただく必要があるだろう。当初予測した結果は、今はこうでいいけれども、本当に大丈夫か。例えば、ベンゾ（a）ピレンなどで言いますと、実際には現場で加熱処理をやるという条件が入ってこない段階ですから、ベンゾ（a）ピレンが余り出てきていない条件なのかなという感じがします。そこで、そこら辺のところは、予測した範囲の中に入っているよと単純に言うだけではなくて、そこら辺の考察を入れてもらう必要があるのだと思います。

それから、もう一つは、ベンゼン等と二酸化窒素等のところの違いなのですが、ベンゼン等のところでは、建設機械の稼働というのは余り考慮していないのです。でも、先ほど御説明あったように、トルエンが高くなっているのは、建設機械、あるいはその工事の影響ではないかということをおっしゃっているわけで、それは両方併せて、建設機械のあれも含めて、ベンゼン、ベンゾ（a）ピレン、トルエン等は一緒に考えていただく必要があるのではないかと思います。

それから、最後ですけれども、豊洲のもう一つの方ですけれども、これは免震構造をつくるためということなのですが、この免震構造をつくることによって地下の状況がどう変わるのか、変わらないのか、それによって建設発生土がどのくらい変わるのだろうか、そこが1つの要素としてあるのではないかと思いますので、そこも説明をいただく必要があるのかなと思います。

以上です。

小島審議会会長 ありがとうございます。

事務局から何かコメントありますか。

宗野アセスメント担当課長 豊洲の市場に関してでございますけれども、中杉委員の御指摘のとおり、予測は、建設機械の稼働時のものは、建設機械の稼働とプラントの稼働、地温加熱が動いたときの足し合わせた形で予測をしておりますので、今はまだプラントが稼働していない段階でそれと比較しているわけなので、単純に低くなっているのは当たり前みたいな話ですから、そういう状況を正確に書いてもらう必要があるのだと思います。

そのような形で、今後、留意してつくるように指導していきたいと思います。

また、最後に御指摘いただいた、もう一つの豊洲の高層建築のものでございますけれども、御指摘のとおり、免震の関係で地下の土の搬出とか、そういうものに関してのことまで確認しておりませんので、それについては確認して、また御報告させていただきたいと思います。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。いろいろ御指摘いただきましたので、事務局の対応、よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。どうぞ。

山本第二部会長 16ページの西新宿、先ほど中杉先生が指摘された騒音、振動の調査結果の内容のところなのですが、1のところは4デシベル上回っていると書いてある。これは振動の話ですね。その下には、騒音規制法の規制基準を下回ったと書いてあるのですが、これは振動の方ではないですか。騒音規制法にはこんな数字、道路の方はなかったと思うので、確認してもらえますか。

私の質問は、工事用車両の走行に伴う騒音の方なのですが、予測は69~74ということで、実測は65~69で、実測の方が4~5低いのですが、これは実は交通量では説明できないのです。5デシベル下がるということは、交通量は3分の1になるということなので、例えば、青梅街道は16時間で4万5,000台ですか、それが5デシベル下がるということは、3分の1の1万5,000台になるということなので、交通量では説明できないのです。この後、事後調査されるかどうかわかりませんが、東京都自体が使っている路面の舗装が非常に優秀なものを使っているのだらうと思うので、それが多分、予測に入っていないと思うのです。ですから、路面の状況、種別、これは事後調査のところできちっと調べていただいて、それを考察に加えていただいた方がいいと思います。これは交通量で説明はできないということです。

小島審議会会長 御指摘ありがとうございました。では、事務局の方で、よろしく願いいたします。

ほかにございますか。どうぞ。

木村委員 西新宿の案件なのですが、ある意味でいつものことなのですが、大気汚染の事後調査のときに風上で測っている。今回は非常に風配図が偏っていて、最も汚染の激しいと思うところは恐らく一回も風下にはなっていないのではないかと思うぐらい偏りがあるのです。予測に比べても半分以下の濃度しか測っていないし、規定の日数は確かに事後調査でしているけれども、風上だけで測って、それでいいのか。今まで、事後調査の案件でそういうことが結構多かったわけですね。とても偶然とも思えない。6月なのに、わざわざ南側に測定点を置いているというのは、そこで風下にならないというリスクをある程度承知の上で置いているわけですから、6日間ではなくて、風上が一定日数なるぐらい、しっかりやらないといけない。義務づけてもいいのではないかと思うぐらい、ちょっと腹が立っているのですよ。その辺、強く指導するなり、あるいはやり方を決めて

しまうとか、そのぐらいのことが必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

宗野アセスメント担当課長 これは木村委員から、ほかの案件でも何度も言われていることですので、指針の後ろの方に事後調査の指針というのがありますので、そういうところで、今、義務ということもおっしゃいましたけれども、どういうことで対応するのがいいのか、きちんとやらせることができる方策を考えていきます。

小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

山下委員 西新宿の案件について、非常に細かいことですが、今、議論になっておりますので、1点申し上げたいことがございます。電波障害についてです。まず、今回の事後調査報告は、工事の施工中その2ということになっております。今、41ページ、別紙3を拝見しておりますが、電波障害、実際に苦情が、アナログ放送に関して1件、そして地上波デジタル放送について17件ございまして、結論としては、高性能のアンテナ、それから、増幅器、ブースターですね。それから、新宿については、共聴アンテナを新たに設置することによって対応済みということですので、結果については異議は全くございません。

ただ、別紙3、41ページの冒頭を拝見いたしますと、そもそも躯体について、平成20年の変更届があり、地上波アナログ放送の反射障害範囲が変更となっており、新たに影響が及ぶと予想される範囲について、躯体が立ち上がるまでに現状把握を行い、施工中その1において明らかにすることとしている。

また、東京タワーにつきましては、ほかの案件と同じですけれども、これはまだ放送が行われておらないので、施工中その1において調査の結果を明らかにすると書かれております。今、手元に工事の施工中その1、前に出された事後調査報告書がありませんので、引き比べて拝見することはできないのですが、このように、工事中のクレーンとか、東京タワーというのは、ほかの案件とは別に、躯体自体が変更となっていて、反射障害の予測を既に行っているにもかかわらず、今回、かなり多くの苦情が出ている。きちんと対応はされているのですけれども、ほかの案件に比べて、少し苦情が多いのではないかと。たまたま平成23年7月の移行期が重なったためとされていますけれども、この範囲においては、実はもっと前からデジタル放送が始まっていたわけございまして、結果的には対応がきちんとされているのですけれども、こういう苦情が出たということは、若干重く見ております。ですので、東京タワーへの移行についても、これも前の施行中その1で明らかにしているところがあるので、きちんと今後も事後調査、あるいは対応をしていただきたいと思いますので、念のため確認させていただきたいと思いました。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

ほかにございますか。

1つ、同じような件でよろしゅうございますか。今日の総会資料の18ページ、ひばりが丘団地建設事業というのがありまして、調査結果の内容の3番目、走行に伴う振動の3行

目からの記述の中に、調査地点が軟弱な地盤であり、距離減衰効果が小さかったことによるものであるということが、その理由として書かれているのですが、私はこういうのを自分で調査したことがないので、ちょっとお聞きしたいのは、多分、こういうものは、地盤とか何とか、その評価段階できちんと調べてあるので、事前に予測できる筋のものではないか。もしそういうことを考えないで、地盤一様として、指針にどう書いてあったか知らないですが、ただ置いて計測したということだけで、そういうことがありそうだから、その段階で予測ではないとしてやったのか、振動というのは結構、軟弱地盤でいろいろなものが出てきますね。低周波になったり。ということも含めて考えると、これはどうだったのか、チェックしていただくとありがたい。そういうことによっては今後の指針に、どういう解説の仕方をするかということの参考になるかなと思ひまして、お尋ねいたしますということです。

宗野アセスメント担当課長 指摘の部分については、また確認させていただきたいと思ひます。山本先生や町田先生にも御相談させていただきたいと思ひます。

小島審議会会長 ほかにございますか。

それでは、今の報告類につきましては、いろいろ御意見いただきました。事務局でいろいろそれについて対応していただくということで、ほかに特に意見ございませんようでしたら、これで受理関係を終わらせていただきたいと思いますと思ひます。

ほかに全般を通じて何かございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、本日の審議会はこれで終わりにしたいと思ひます。どうもありがとうございました。

傍聴人の方は、ここで退場していただきたいと思いますと思ひます。